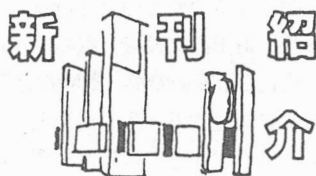


新刊紹介



儀我壮一郎著

『薬の支配者』

本書は、ほぼ半世紀に亘って医薬品の社会的諸側面を研究してこられ、すでに80歳を超えた著者の、このテーマでの総まとめである。長年の蓄積が集約的に詰まっている労作である。

全体の構成は以下の通りである。

はしがき

第1章 保健・医療の歴史と薬の役割

第2章 米欧の「多国籍製薬企業」

第3章 「多国籍製薬企業」の研究開発、生産、流通
支配

第4章 「他国籍製薬企業」の諸矛盾

第5章 日本の製薬企業の国際的特徴

第6章 薬害多発の政治的・経済的構造

第7章 「多国籍製薬企業」に対する民主的規制
資料

この目次から察せられるように、本書は医薬品の研究開発、生産、流通の全過程を扱い、歴史的、国際的視野から分析をしている。量・質ともに圧巻は第5章であろう。多国籍企業研究の専門家としての強みを十分に発揮し、国民の健康に責任を持たないという点では国際的にも異常に突出した、日本の多国籍製薬企業を多面的に解明している。初心者には、第1章と第5章をまず読むことをすすめたい。そして「社会的責任を果たさせるにはどうしたらよいのか」が第7章で展開される。

さて、本書のライトモチーフは明らかに「薬の支配者」を現在の「多国籍製薬企業」から国民へ転換することである。国民が「薬の主人公」になることの必要性、必然性、筋道を明らかにするのが、本書の目的である。この目的は十分に達成されている。この点で特に著者は、薬業労働者、医療労働者、医療専門家、そして患者・住民の積極的関与に期待を

寄せている。具体的には、資料にも含まれている医労連の第一次、第二次の「医薬品と薬価に関する提言」、日本生活協同組合連合会医療部会の「患者の権利宣言」、全国保険医団体連合会の「開業医宣言」等が、医薬品に関しても、国民的規制を進める上での足がかりになることが示されている。

最後になるが、本書は医薬品の社会的諸側面に関するコンパクトな百科全書の著作であり、用いられている多数の文献・資料とあいまって、今後の研究にとってきわめて有益なベースを提供している。これも大きな功績であろう。

(新日本出版社・2000年1月刊・2600円)

(日野秀逸・ひの しゅういつ・常任理事・東北大学)

塩沢美代子監修、広木道子著

『アジアに生きる女性たち』

経済のグローバル化のもと、安くて良質な労働力があればいつでもどこへでも生産拠点をうつすことが可能な多国籍企業にとって国境はない。今、アジアのどこの国でも、相次ぐ、企業閉鎖・移転で労働者の大量解雇が続いている。雇用不安を抱える労働者が、組合を組織したり組合活動を行うことについては、多くの国では、労働者を保護する法律や行政機能が不十分である。働き続けている女性たちは、自主退職を強要され、パートや臨時の非正規労働者に追いやられている。

こうした中、本書では、アジア女子労働者交流センターの15年の活動の歩みを紹介しながら、アジアの女性労働者の実情とそれに深い関わりを持つ日本企業のアジア進出の問題、「生きる」ためにたたかうアジアの女性労働者の運動の展開を明らかにしている。

本書を通して、日本の私たちの暮らしや労働運動が直接アジアの女性たちに大きな影響をあたえていること、身勝手な多国籍企業の民主的な規制の力は、労働者の国際連帯のたたかいによることを認識させられる。

第1章では「アジアの工業化と労働者の状況」として、アジア各国が早くは、1960年代半ばから、ルックイーストをかかげ、経済開発のため、豊かな資源

と日本の10分の1程の賃金で、緩やかな規制で外国資本と技術を導入してきたなかで、女性労働者には、女工哀史がもたらされたと述べられている。

女性労働者は安くて従順な労働力から、大量解雇、工業閉鎖に泣くだけでなく、自発的な抵抗運動、ストライキと民主的な労働組合作りにと立ち上がっている状況が、日系企業の事例など含めて紹介されている。

第2章では「パワーあふれる韓国の女性労働者」のたたかいを「めんどり歌えば家滅ぶ」と社会的・文化的な女性蔑視ともたたかいながら、韓国の女性労働者が民主労組つぶしにたちむかっている内容が記されている。さまざまな階層の女性と共に、韓国女性労働者会を結成。社会的地位の向上めざし雇用を守るため、保育所、職業訓練などの幅広い活動を広げている様子が述べられている。

第3章の「広がるアジア地域の女性労働運動」では、キリスト教会が各国の女性労働者のたたかいを擁護し、アジア地域の過酷な女性労働者を救うさまざまな活動を行っていること。各国での運動の高まるなかで、国際的にネットワークするCAW（アジア女性労働者委員会）の設立されてきた経過が紹介されている。

第4章「アジアの女性労働者の交流記録」では、アジア女子労働者交流センター（所長塩沢美代子）の発足から15年に至る活動で、日本とアジアの働く女性を繋いできたことが明らかにされている。アジア地域へのスタディツアー・ニュースレターの発行、労基法改悪阻止のたたかいにアジア女子労働者交流センターが幅広い層を結集して取り組んできた状況について述べられている。

日本のパート労働法の弱点や、改悪労基法が進めている長時間労働の実態、日本の経営者の雇用管理がそのまま、アジアの仲間に大きく覆い被さっていることを強く認識させられる。故に日本の労働者の取組が大変重要であることを示唆している。

（ドメス出版・1999年11月刊・1800年）
（澤田幸子・さわだ ゆきこ・神奈川労連事務局次長）

藤本正著 実践・職場と権利シリーズ②

『労働契約・就業規則・労働協約』

憲法の基本的人権や労働基本権の保障があっても、これを踏みにじるタダ働きサービス残業、有給休暇も取りきれず、過労死に至る超過密労働、人減らしのリストラで別会社への転籍が強要され、反対すると仕事を外されて隔離部屋に押し込まれ退職を迫られるなどの異常な事態がなぜ起こるのか、これに日常から職場でどう対処したらよいか、働く者にわかりやすく提起されているのが本書です。

ここでとくに強調されるのは、自由で対等な当事者間の合意による契約で成り立つ資本主義の近代社会の大原則です。労働者と使用者の関係も同様で、両者が雇用契約を結び、そこで合意された内容で働くという関係です。職場では使用者が定めた就業規則が絶対的な力を発揮しているように見えても、それが雇用契約の内容となったという関係を通して機能するのです。現実には個々の労働者では、使用者に比べ余りにも力が弱く、自由で対等な立場にありませんから、団結の権利を認め、その力で結んだ労働協約でまともな労働条件を確保し、それが労働契約の内容となって、これを下回る条件は無効とし、労働協約の内容に書き替えられるという関係が法律上作られました。そこで、基本的人権の上に立つ労働契約関係を基礎に労使関係を考えることを重視します。きちっと定められた労働契約によって働くのが欧米では当たり前ののに、日本ではこの点が欠落し、労働者の側から、一つ一つの問題を労働契約上の権利・義務の問題として厳しくとらえるという近代市民社会の労働者のもつ当然の感覚の弱さが問題であり、それを克服することの重要性が指摘されます。

労働協約の強い規制力も、労働契約の権利として根付いていないから、労働組合を労資協調に取り込んでしまえば、逆に労働者を締め付ける使用者側の武器にもなるわけで、職場に根を下ろし、権利意識に支えられた労働協約のあり方、結び方が示されます。

近代契約社会の権利の観点から、労働契約、就業規則、労働協約の相互関係を見つめかえし、職場からの権利の確立と、人間らしく働く条件の確保と向